

議第 1569 号

羽咋都市計画道路の変更について（石川県決定）

都市計画道路中 3・4・12 号的場飯山線、3・3・16 号柳田滝港線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・12	的場飯山線	羽咋市の場町	羽咋市飯山町	羽咋市 鶴多町 吉崎町 上江町 志々見町	約 4,650 m	地表式	2車線	16m	JR七尾線と 立体交差 幹線街路と 平面交差4箇所	
	3・5・16	柳田滝港線	羽咋市柳田町	羽咋市寺家町	羽咋市 柳田町 寺家町 一ノ宮町	約 1,250 m	地表式	2車線	12m	幹線街路と 平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

羽咋都市計画道路について、近年の社会情勢やまちづくりの方向性の変化に伴い、道路ネットワークや防災機能などの観点から今後の道路計画を総合的に見直した結果、県決定となる本2路線を含めた9路線の見直しを図ることとなった。

3・4・12 号的場飯山線は、羽咋市中心市街地と市東部地域を結ぶ幹線道路であり、今回、未整備区間である約 520mにおいて、沿道の土地利用状況や自転車・歩行者の利用状況を勘案し、両側歩道を片側歩道にすることとし、これに伴い幅員を 16mから 11mに変更する。

3・3・16 号柳田滝港線は、国道 249 号から寺家工業団地や滝港へのアクセス道路として、また国道 249 号のバイパス道路として昭和 52 年に都市計画決定されたが、のと里山海道の無料化によりバイパス機能の必要性が低下していることから、全体延長約 2,250mのうち終点側約 1,000mを廃止する。

また、起点側の約 1,250mについては、寺家工業団地へのアクセス道路として必要な機能を確保することとし、幅員を 27mから 12mに変更する。

なお、代表幅員の変更により、名称を 3・3・16 号柳田滝港線から 3・5・16 号柳田滝港線に変更する。また、これまで定められていなかった車線数を 2車線に決定する。